公益社団法人 全国私立保育連盟 広告倫理綱領及び広告掲載基準について

(趣旨•目的)

- 第1条 本来、広告内容に関する責任はいっさい広告主にある。しかし、その掲載にあたって、 会員園及び保育関係者・機関他への影響を考え、不当な広告を排除し利益を守り、広 告の信用を維持、高揚するための原則を持つ必要がある。そのため公益社団法人 全 国私立保育連盟は「広告倫理綱領」を定め、広告掲載にあたっての基本原則を示し、そ の姿勢を明らかにする。
 - 一. 広告は、真実を伝えるものでなければならない。
 - 一. 広告は、紙面の品位を損なうものであってはならない。
 - 一. 広告は、関係諸法規に違反するものであってはならない。

(広告掲載基準)

第2条 上記の趣旨にもとづき、「広告掲載基準」を次のように定める。 以下に該当する広告は掲載しない。

- 1. 責任の所在が不明確なもの。
- 2. 内容が不明確なもの。
- 3. 虚偽または誤認されるおそれのあるもの。
 - ① 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - ② 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。
 - ③ 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの。
 - ④ 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。
- 4. 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、及び確実な事実の裏付けがないもの。
- 5. 事実でないのに広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- 6. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
- 7. 社会秩序を乱す次のような表現のもの。
 - ① 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
 - ② 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - ③ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
 - ④ その他風紀を乱し、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
 - ⑤ 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの。
- 8. 非科学的または迷信に類するもので、読者を惑わせ、不安を与えるおそれがあるもの。
- 9. 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。

- 10. 氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの。
- 11. 皇室、王室、元首および内外の国旗など尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
- 12. アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の氏名、写真などを利用したもの。
- 13. オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
- 14. 詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの。
- 15. 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
- 16. 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの。
- 17. 通信教育、講習会、塾または学校類似の名称をもちいたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
- 18. 謝罪、釈明などの広告で広告主の掲載依頼書(または承諾書)の添付のないもの。
- 19. 以上のほか、公益社団法人 全国私立保育連盟が不適当とみとめたもの。

(広告掲載順位)

- 第3条 掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠以上に申込みがあるときは、審査により決定する。
- ① 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- ② 民間企業のうち公共的性格のある企業で、全私保連の活動に協力及び賛同できるもの
- ③ 前2号に規定するもの以外の民間企業で、全私保連の活動に協力及び賛同できるもの
- ④ その他広告を掲載する企業又は団体として妥当であると会長が認めるもの

(広告申込み)

第4条 広告掲載希望者は、広告募集要項に則り、所定の広告申込書(第1号様式)に広告 原稿を添えて、会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 会長は、前条の申込みがあったときは、掲載の可否を広報会議及び事務局会議にて 決議し、その結果、広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告非掲載決定通知書 (第3号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(掲載料の納付及び経費の負担等)

- 第6条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する方法及び期日までに広告料を納付しなければならない。
 - 2 広告の版下原稿は広告主の負担で作成し、会長が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(掲載の取消し)

第7条 会長は、広告の掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取 消すことができる。

- ① 指定する期日までに版下原稿が提出されないとき。
- ② 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- ③ 機関誌の発行、ホームページの更新又は運用に支障があると認めたとき。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する全ての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の 責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第9条 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、全私保連に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

(改廃)

第10条 この広告倫理綱領及び広告掲載基準、並びに広告募集要項の改廃は、常任理事会の決議を経て行う。

以上

附則

- 1. この規程は平成24年10月24日から施行する。
- 2. 令和元年 12 月 23 日 第一次改訂(令和2年4月1日施行)